

聴 聞 通 知 書

第 年 月 号 日

様

次のとおり聴聞を行いますので、
により通知します。

(行政庁)
行政手続法第15条第1項
大雪地区広域連合行政手続条例第15条第1項

印
の規程

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益処分の内容			
不利益処分の根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴 聞 の 期 日			
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務を所掌する組織(処分所管課)	名 称 所在地		
聴 聞 の 主 宰 者	職名 氏名	聴聞公開の有無	

- 備考
- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
 - 2 あなたは、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合は、あなたに代わって代理人を出頭させて意見の陳述、証拠書類若しくは証拠物を提出させることができます。この場合には、代理人の資格を証明する書面を処分所管課に提出してください。
 - 4 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
 - 5 あなたは、やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。この場合、速やかに処分所管課にその旨を申し出て下さい。
 - 6 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参して下さい。

別記様式第2号
(第3条関係)

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

〔 行政手続法第15条第3項
大雪地区広域連合行政手続

条例第15条第3項

〕の規程により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付しますので、

申し出てください。

年 月 日

(行政庁)

印

聴聞の件名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織 (処分所管課)	名称 所在地

この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

別記様式第3号
(第4条、第17条関係)

聴聞(弁明)の期日(場所)変更通知書

第 号
年 月 日

様

(行政庁) 印

大雪地区広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

〔 第4条第3項
第17条第4項 〕 の規程により、

次のとおり

〔 聴聞の期日(場所)
弁明書の提出期限
口頭による弁明の日時 〕

を変更したいので通知します。

聴聞(弁明)の件名		
聴聞の期日	変更前	
弁明書の提出期限		
口頭による弁明の日時	変更後	

別記様式第4号
(第5条、第20条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

(行政庁) 様

届出人 住所
氏名 印
電話

私は、次の者を代理人と定め、聴聞(弁明)に関する一切の行為を委任します。

聴聞(弁明)の件名	
代理人 氏名	電話
代理人 住所	
代理人との関係	

別記様式第5号
(第5条関係)

代 理 人 資 格 喪 失 届

年 月 日

(行政庁) 様

届出人 住所
氏名 印
電話

次の代理人は、その資格を失ったので、行政手続法

第16条第4項
第17条第3項において準用する同法
第29条において準用する同法第16条

第16条第4項
第4項 } 又は大雪地区広域連合行政手続条例

第16条第4項
第17条第3項において準用する同条例
第29条において準用する同条例第16条

第16条第4項
第4項 } の規定により、届け出ます。

聴聞(弁明)の件名		
代理人	氏名	電話
	住所	

別記様式第6号
(第6条関係)

参加人許可申請書

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
電話

聴聞に関する手続に参加したいので、
〔 行政手続法第17条第1項
大雪地区広域連合行政手続条例第17条第1項 〕

の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
当事者氏名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
利害関係の内容	

別記様式第7号
(第6条関係)

参加人許可(不許可)通知書

年 月 日

様

(主宰者) 印

年 月 日付で申請のあった聴聞に関する手続への参加について、下記のとおり決定

したので通知します。

記

- 1 [行政手続法第17条第1項
大雪地区広域連合行政条例第17条第1項] の規定により許可
- 2 不許可 [理由]

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する 組織(処分所管課)	

別記様式第8号
(第7条関係)

資 料 閲 覧 請 求 書

年 月 日

(行政庁)

様

請求者 住所
氏名
電話

印

行政手続法第18条第1項

大雪地区広域連合行政手続条例第18条第1項

の規定により、次のとおり不利益処分の

原因となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする 資料の名称	

別記様式第9号
(第9条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(主宰者) 様

申請者 住所
氏名 印
電話

聴聞について補佐人とともに出頭したいので、

〔 行政手続法第20条第3項
大雪地区広域連合行政手続条例第20条第3項 〕

の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件数	
補佐人の氏名	電話
補佐人の住所	
申請人との関係	
補佐する事項	

別記様式第10号
(第9条関係)

補佐人出頭許可(不許可)通知書

年 月 日

様

(主催者)

印

聴聞を続行するので、
〔 行政手続条法第22条第2項
大雪地区広域連合行政手続条例第22条第2項 〕 の規定により、

次のとおり通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

別記様式第12号
(第13条関係)

陳 述 書

年 月 日

住所
氏名 印
電話

年 月 日付で通知のあった聴聞について、

〔 行政手続法第21条第1項
大雪地区広域連合行政手続

条例第21条第1項

〕の規定により、聴聞の期日に代えて、次のとおり陳述します。

聴聞の件名	
不利益処分となる事案に ついての主張、意見	
証拠書類、証拠物の標目	

別記様式第13号
(第14条関係)

聴 聞 調 書

年 月 日

(主宰者) 職名
氏名 印

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
出頭した当事者の 住所及び氏名	
出頭した参加人(代理人、 補佐人)の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者の住 所及び氏名並びに出頭しな かったことについての正当 な理由の有無	
出頭しなかった参加人、補 佐人の住所及び氏名並び に出頭しなかったことにつ いての正当な理由の有無	
出頭した行政庁の職員の 職名及び氏名	
行政庁の職員の説明の要旨	
聴聞参加者の陳述の要旨 (提出された陳述書におけ る意見の陳述を含む)	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	

別記様式第14号
(第15条関係)

報 告 書

年 月 日

(行政庁) 様

(主宰者) 職名
氏名 印

聴聞が終結したので、
〔 行政手続法第24条第3項
大雪地区広域連合行政手続条例第24条第3項 〕 の規程により、次の

次のとおり報告します。

聴聞の件名	
不利益処分の原因となる 事実に対する当事者及び 参加人の主張	
その主張に理由があるか どうかについての主宰者 の意見	
その意見の理由	

別記様式第15号
(第16条関係)

聴聞調書(報告書)閲覧請求書

年 月 日

(主宰者)
(行政庁) 様

請求者 住所
氏名 印
電話

〔 行政手続法第24条第4項
大雪地区広域連合行政手続条例第24条第4項 〕 の規程により、聴聞調書又は報告書の

閲覧を次のとおり申請します。

閲覧の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

備考 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に
請求すること。

別記様式第16号

聴 聞 再 開 通 知 書

年 月 日

様

(主宰)

印

聴聞を再開するので、

行政手続法第25条において準用する同法第22条 大雪地区広域連合行政手続条例第24条において準用する同条例第22条
--

の規定により、次のとおり通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条第1項
大雪地区広域連合行政手続条例第28条第1項の規定

により、次のとおり通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分 の内容	
不利益処分の根拠と なる法令の条項	
不利益処分の原因と なる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会 の付与の有無	
口頭による弁明の機会 の付与の日時	
口頭による弁明の機会 の付与の場所	
弁明に関する事務を 所掌する組織 (処分所管課)	名 称 所在地

- 備考
- 1 あなたは、弁明書の提出又は口頭による弁明の日時に、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
 - 2 あなたが口頭による弁明の日時に出席しない場合は、あなたに代わって代理人を出頭させて弁明させることができます。この場合には、代理人の資格を証明する書面を処分所管課に提出してください。
 - 3 あなたは、やむを得ない理由がある場合には、弁明書の提出期限又は口頭による弁明の日時の変更を申し出ることができます。この場合、速やかに処分所管課にその旨を申し出てください。
 - 4 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

別記様式第18号
(第17条関係)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

〔 行政手続法第31条において
大雪地区広域連合行政手続

準用する同法第15条第3項
条例第29条において準用する同条例第15条第3項

〕の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付
しますので、申し出てください。

年 月 日

(行政庁)

印

弁明の件数	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
弁明に関する事務を所掌する組織 (処分所管課)	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達
があったものとみなされます。

別記様式第19号
(第17条関係)

弁 明 書

年 月 日

(行政庁) 様

弁明者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付で通知のあった弁明の機会の付与について、

行政手続法第
大雪地区広域

29条第1項
連合行政手続条例第27条第1項

の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	
不利益処分となる事案に ついての主張、意見	
証拠書類、証拠物の標目	

別記様式第20号
(第18条関係)

年 月 日

弁 明 調 書

弁明者 住所
氏名 印

弁明聴取者 住所
氏名 印

弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
弁明の要旨	
証拠書類等の標目	
その他参考事項	